

大久保浄水場排水処理施設等整備・運営事業一般競争入札公告

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成16年3月26日

埼玉県公営企業管理者 田 村 健 次

1 入札に付する事項

(1) 事業名

大久保浄水場排水処理施設等整備・運営事業

(2) 事業場所

埼玉県さいたま市桜区大字在家355番他

(3) 事業概要

ア 事業方式

本事業の事業方式は、事業者がP F I法に基づき、新たに排水処理施設、非常用電源施設等を設計・建設し、企業局に本施設を引き渡し、事業期間を通して本施設の維持管理および運営業務を行うB T O方式とする。

なお、既存施設のうち、汚泥調整池について、新施設と合わせて維持管理・運営するとともに、沈砂池天日乾燥床発生砂の処分業務を行う。

イ 事業期間

本契約締結日(平成16年12月)から平成40年3月31日まで

ただし、設計・建設期間を平成16年12月から平成20年3月31日まで、維持管理・運営期間を平成20年4月1日から平成40年3月31日までとする。

ウ P F I事業の範囲

事業者は、企業局と事業者が結ぶ事業契約に基づき、事業契約期間内、以下に示すP F I事業の範囲のサービスを企業局に提供することとする。

(ア) 設計及び建設業務

- a 設計業務
- b 建設業務(試運転含む)
- c 工事監理業務

- d その他関連業務（本事業を実施する特別目的会社（以下「SPC」という。）設立に係る業務、施設所有権移転業務、各種申請業務、近隣調整及び準備調査業務、生活環境影響調査業務等）

(イ)維持管理業務

- a 建物維持管理業務
- b 設備維持管理業務
- c 外構維持管理業務
- d 保安及び警備業務

(ウ)運営業務

- a 排水処理業務
- b 発生土有効利用業務
- c 非常用電源供給業務
- d 常用電源供給業務（提案をする場合）

2 入札参加資格

(1) 入札参加者の構成等

ア 入札参加者は、単独企業（以下「入札参加企業」という。）又は複数の者で構成されるグループ（以下「入札参加グループ」という。）とする。

イ 入札参加者は、本施設を設計する企業（以下「設計企業」という。）、本施設を建設する企業（以下「建設企業」という。）、本施設の維持管理業務を行う企業（以下「維持管理企業」という。）、本施設の運営業務を行う企業（以下「運営企業」という。）を含む企業により構成されることを基本とする。ただし、入札参加者に代えて、協力企業（事業開始後、SPCから本件業務を直接受託し、請け負うことを予定している者をいう。以下同じ。）において参加資格要件を判定することができるものとする。

ウ 入札参加グループは、入札参加グループを構成する企業（以下「構成員」という。）の中から代表となる企業（以下「代表企業」という。）を定めなければならない。また、代表企業は入札手続や企業局との連絡対応窓口となるものとする。

エ 入札参加者は、参加表明書及び資格確認申請書の提出時に、代表企業、

構成員（設計企業、建設企業、維持管理企業、運営企業等）及び参加資格要件の判定対象となる協力企業の企業名及び携わる業務について明らかにすること。なお、参加資格要件の判定対象とならない協力企業の企業名及び携わる業務については、入札時に明らかにすること。ただし、参加資格要件の判定対象となる企業が行う業務については、SPCから直接受託し、請け負わなければならない。

オ 入札参加者は、本事業に係わる入札の結果、落札者として決定した場合は、SPCを設立するものとする。

カ 入札参加者の構成員の変更は認めない。ただし、やむを得ない場合には、企業局と協議を行うものとする。

キ 協力企業を同程度の能力、実績を有する企業に変更することについては、企業局の承認を条件に可能とする。

ク 入札参加企業及び入札参加グループの構成員並びに参加資格要件の判定対象となる協力企業は、他の入札参加者の構成員及び協力企業になることはできない。

（２）入札参加者の参加資格要件

入札参加者は、入札参加企業、構成員及び協力企業において、次の参加資格要件を満たさなければならない。なお、１企業が複数の参加資格要件を満たすことができることとする。また、外国企業については、本社の実績をもって判断することができることとする。

ア 本事業を円滑に遂行でき、安定的かつ健全な財務能力を有していること。

イ 本事業を効率的かつ効果的に実施できる経験及びノウハウを有していること。

ウ 設計企業において、以下の要件を満たしていること。

（ア）建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

（イ）平成元年度以降に、次に掲げる設計経験を有する管理技術者を本業務の設計業務について専任で配置できること。

・全体計画処理水量5万m³/日以上の上下水道・工業用水道処理施設

エ 建設企業において、以下の要件を満たしていること。

(ア) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定により、土木一式工事、建築一式工事、機械器具設置工事及び電気工事につき特定建設業の許可を受けていること。

(イ) 本事業における建設工事に対応する業種において、入札の1年7月前の日の直後の営業年度終了日以後に建設業法第27条の23第1項の規定による経営に関する客観的事項についての審査(以下「経営事項審査」という。)を受け、当該業種において以下に示す総合評定値を上回っていること。

- ・土木工事業 1100点以上
- ・建築工事業 1000点以上
- ・機械器具設置工事業 1000点以上
- ・電気工事業 1100点以上

(ウ) 平成元年度以降に次に掲げる施設の建設工事(改築を含む)を元請(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。)として完成した施工実績(工事が完成し、その引渡しが完了したもの)を有すること。

- ・全体計画処理水量5万m³/日以上の上下水道・工業用水道処理施設

(エ) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を専任で配属できること。なお、これらの者は平成元年度以降に、上記(ウ)に掲げる工事と同種の工事において主任技術者又は監理技術者として従事した経験を有すること。監理技術者にあつては、建設業法第27条の18第1項の規定による監理技術者資格者証の交付を受けた者であること。

・土木工事

一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、一級建築士若しくは技術士(技術士法による第二次試験のうち、技術部門を建設部門又は上下水道部門とするものに合格した者)等をいう。

・建築工事

一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、一級建築

士若しくは技術士（技術士法による第二次試験のうち、技術部門を建設部門又は上下水道部門とするものに合格した者）等をいう。

・機械器具設置工事

一級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、一級建築士若しくは技術士（技術士法による第二次試験のうち、技術部門を機械部門又は上下水道部門とするものに合格した者）等をいう。

・電気工事

一級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、一級建築士若しくは技術士（技術士法による第二次試験のうち、技術部門を電気・電子部門又は上下水道部門とするものに合格した者）等をいう。

オ 維持管理企業のうち設備維持管理業務を担当する企業は、全体計画処理水量 5 万 m³ / 日以上の上水道・工業用水道処理施設における設備維持管理業務実績を有すること。また、運営企業のうち排水処理業務を担当する企業は、全体計画処理水量 5 万 m³ / 日以上の上水道・工業用水道処理設備又は排水処理設備の運転管理業務実績を有すること。

(3) 入札参加者及び協力企業の制限

次に該当する者は、入札参加企業、構成員及び協力企業となることはできない。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者

イ 埼玉県公営企業財務規程（昭和39年公営企業管理規程第5号）第120条の規定により、埼玉県公営企業管理者及びその委任を受けた者が締結する契約の一般競争入札に参加させないこととされた者

ウ 参加表明書及び資格確認申請書の提出期限日から入札日の間に埼玉県の指名停止措置を受けている者。なお、入札日以降落札決定の日までの間に、入札を行った者が埼玉県の指名停止措置を受けた場合、当該入札参加者は失格とする。

エ 会社更生法に基づく更生手続開始の申し立てがなされている者。ただし、手続開始決定を受けている者を除く。

オ 民事再生法に基づく再生手続開始の申し立てがなされている者。ただし、手続開始決定を受けている者を除く。

カ 参加表明書及び資格確認申請書の提出期限日から過去1年間の法人税、消費税又は法人事業税を滞納している者

キ 本事業に係る企業局のアドバイザー業務に関与した下記企業・事務所、または、これらと資本面・人事面で関係がある者（資本面で関係がある者とは、当該企業の発行済株式数の50%を超える株式を有し、又はその出資の総額の50%を超える出資をしている者をいう。また、人事面で関係がある者とは、当該企業の役員を兼ねている者をいう。以下同じ。）

・パシフィックコンサルタンツ株式会社

・三井安田法律事務所

ク 本事業の審査委員会委員及びこれらの者が属する企業、又はこれらと資本面・人事面で関係のある者

(4) 入札参加資格を有するとの認定を受けた者であっても入札期日において参加資格要件を満たしていないとき、又は、入札参加者及び協力企業の制限に該当した場合は、入札に参加する資格を有しない。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札説明書の交付方法

平成16年3月26日(金)に企業局水道計画課ホームページにおいて公表するので、必要に応じてダウンロードすること。

(2) 入札説明会の場所及び日時等

埼玉県さいたま市桜区大字宿618 埼玉県大久保浄水場西部本館大会議室

平成16年4月8日(木)午後2時

参加申し込みについては、入札説明書を参照すること

(3) 参加表明書及び資格確認申請書の提出先、受付期間、及び提出方法

ア 提出先

〒330-0063 さいたま市浦和区高砂3丁目14番21号 埼玉県企業局水道部
水道計画課PFI推進担当

イ 受付期間

平成16年5月12日(水)から同年5月13日(木)までの午前9時から午後5時までの間

ウ 提出方法

持参又は郵送(郵送の場合は受付期間内に必着のこと。)

(4) 郵送による場合の入札書のあて先、受付期間及び提出方法

ア あて先

上記(3)アに同じ

イ 受付期間

平成16年7月29日(木)(必着)

ウ 提出方法

「大久保浄水場排水処理施設等整備・運営事業入札書類在中」と朱書きの上、書留郵便により送付すること。

(5) 持参による場合の入札書の提出先、受付期間

ア 提出先

上記(3)アに同じ

イ 受付期間

平成16年7月29日(木)から同年7月30日(金)までの午前9時から午後5時までの間。ただし、最終日は午後2時までとする。

(6) 開札の場所及び日時

ア 場所

さいたま市浦和区高砂3丁目14番21号 埼玉県職員会館201会議室

イ 日時

平成16年7月30日(金)午後3時

(7) 問い合わせ

〒330-0063 さいたま市浦和区高砂3丁目14番21号 埼玉県企業局水道部
水道計画課 P F I 推進担当 電話番号 048-830-7068,7069

4 落札者の選定方法

落札者の選定に当たっては、サービス対価の額及び事業運営能力、建設及び維持管理・運営能力等その他の条件による選定(いわゆる総合評価一般競争入札：地方自治法施行令第167条の10の2)を行う。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

免除する。

イ 契約保証金

(ア) 率

設計・建設費(ただし、割賦支払利息を除く。)並びにこれに係る消費税額及び地方消費税額の100分の10以上

(イ) 次に掲げる有価証券等を担保として提供することにより、契約保証金の納付に代えることができる。

a 利付国債

b 埼玉県債証券

c 銀行等(銀行又は埼玉県公営企業管理者が确实と認める金融機関(「出資の受け入れ、預り金及び金利等の取締等に関する法律」(昭和29年法律第195号)第3条に規定する金融機関をいう。)をいう。)が振り出し若しくは支払保証をした小切手又は銀行等が引受け、保証若しくは裏書きをした手形

(ウ) 次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。

a 入札参加者がグループを結成している場合の代表者又は落札者が設立するSPCの株主のうち埼玉県公営企業管理者が適当と認める者が保証を差し入れる場合

b 建設期間中において(運営期間中においては、履行保証保険を付保する必要はないものとする。)、設計・建設費(ただし、割賦支払利息を除く。)並びにこれに係る消費税額及び地方消費税額の100分の10以上に相当する額を保険金額とし、埼玉県公営企業管理者を被保険者とする履行保証保険を締結した場合

(3) 入札の無効

次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。

ア 入札書の記載金額その他入札要件が確認できない入札

イ 入札書の記載金額を加除訂正した入札

ウ 入札書に記名押印がない入札

エ 一の入札者又はその代理人が同一事項について二以上の入札をしたときの入札

オ 代理人が2人以上の者の代理をしていた入札

カ 入札者が同一の事項について他の入札者の代理をしたときの双方の入札

キ 送付による入札で所定の日時までには到着しなかったもの

ク 無権代理人がした入札

ケ 入札に関し不正の行為があった者のした入札

コ 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

サ その他入札に関する条件に違反した入札

シ 誤字または脱字により、意思表示が不明確な入札

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) 落札者が基本協定締結時までの間に埼玉県の名指停止措置を受けた場合は、契約を締結しない。

(7) その他

ア 詳細については、入札説明書による。

イ 当該入札の執行を一般公開する。

6 Summary

(1) Subject matter of the contract : design, construction, maintenance, and operation of the "The Saitama Prefectural Okubo sludge treatment facility" under PFI-BTO method.

Public facilities : The Saitama Prefectural Okubo sludge treatment facility.

(2) Time for application : Please send application forms by May 13, 2004(Thu)5:00p.m.

(3) Date of bid : July 30, 2004(Fri)3:00p.m. (Postal bid should reach us by July 29, 2004(Thu))

(4) Contact Point for more information

Waterworks Planning Division, Waterworks Department, Public Enterprise
Bureau, Saitama Prefectural Government, 3-14-21
Takasago, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken, 330-0063, Japan,
Telephone :048-830-7068 or 7069